

28 国際第 1309 号

関税割当公表第 76 号

平成 29 年度の無機質濃縮ホエイの関税割当てについて

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和 40 年農林省令第 13 号。以下「省令」という。）第 6 条の規定に基づき、無機質濃縮ホエイの関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

なお、平成 29 年度の本関税割当制度は、関税定率法等の一部を改正する法律の成立及び施行をもって有効となります。

平成 29 年 3 月 10 日

農 林 水 産 省

記

第 1 割当対象物品、割当数量及び通関期限

1 割当対象物品

無機質濃縮ホエイ（ホエイ及び調製ホエイのうち関税暫定措置法（昭和 35 年法律第 36 号）別表第 1 第 0404.10 号に規定するもの）

2 割当数量 別途公表

3 通関期限 平成 30 年 3 月 31 日

第 2 関税割当申請書受付及び関税割当証明書発給の担当課

農林水産省大臣官房国際部国際経済課

第 3 関税割当申請書の提出期間及び提出時間

1 提出期間

次に掲げる期間とする。

ただし、(2) から (6) までに掲げる期間については、それ以前の期間に行われた申請に対する割当てに残量が生じた場合及び返納された関税割当証

明書に残存数量がある場合にのみ関税割当申請書を提出することができる。

- (1) 平成29年4月3日（月）から同年4月11日（火）まで
- (2) 平成29年6月1日（木）から同年6月5日（月）まで
- (3) 平成29年8月1日（火）から同年8月3日（木）まで
- (4) 平成29年10月2日（月）から同年10月4日（水）まで
- (5) 平成29年12月1日（金）から同年12月5日（火）まで
- (6) 平成30年2月1日（木）から同年2月5日（月）まで

2 提出時間 午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時まで

第4 関税割当申請者の資格

次のいずれかに該当する者

- 1 平成28年度以降において、無機質濃縮ホエイを原料として使用した製品（中間原料製品を含む。）を製造した者
- 2 平成28年度において、乳製品（中間原料は除く。）を製造した実績を有する者であって、平成29年度に無機質濃縮ホエイを原料とした乳製品を製造する者

第5 関税割当申請書に添付すべき書類

- 1 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間の無機質濃縮ホエイの輸入実績及び使用実績数量等一覧表（別記様式1）
- 2 無機質濃縮ホエイを原料として使用した製品等の製造機械施設一覧表（別記様式2）
- 3 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間の無機質濃縮ホエイを原料とした製品等の製造計画数量等一覧表（別記様式3）
- 4 下記の書類及び資料
 - (1) 無機質濃縮ホエイを原料とした製品を製造等する工場名及びその所在地を記載した書類
 - (2) 工場配置図（縮尺：工場の配置が確認できる大きさのもの）
 - (3) 製造機械配置略図（縮尺：製造機械の配置が確認できる大きさのもの）
 - (4) 工場工程見取図

(5) 法人の登記事項証明書（個人にあっては、住民票）

(6) 輸入商品説明書（別記様式4）

ただし、平成28年度における割当実績を有する者であって、申請時点において(1)から(5)までの書類の内容に変更のないものは、(1)から(5)までの書類の添付を必要としない。

第6 本公表に基づく1回目の関税割当申請によって割当てを受けた者が2回目以降の申請を行う場合における特例

本公表に基づく1回目の関税割当申請によって割当てを受けた者が2回目以降の申請を行う場合は、関税割当申請書に添付する書類として、第5に定める書類のほか、2回目以降の関税割当申請を行う必要が生じた理由を示す書類を提出するものとする。

ただし、第5に定める書類のうち、その記載内容が1回目の関税割当申請のときと変更のないものについては、その提出を要しない。

第7 割当基準

申請者に対する割当数量は、関税割当数量の範囲内において、平成28年度の使用実績数量及び在庫数量、平成29年度の使用計画数量等を勘案して定めるものとする。

第8 関税割当証明書の発給

関税割当証明書の発給は、申請者が無機質濃縮ホエイの関税割当てに関して法令等に違反した場合、報告をしない場合又は虚偽の申告若しくは報告をした場合には行わないものとする。

第9 報告

割当てを受けた者は、第2四半期、第3四半期及び第4四半期の終了後、1ヵ月以内（第4四半期にあっては、平成30年4月10日まで）に割当てを受けた物品の輸入・使用状況報告書（別記様式5）及び輸入申告書（税関の輸入許可通知書を含む。）の写しを農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）に1部提出するものとする。

なお、第2四半期及び第3四半期の報告においては、報告前月までの輸入・

使用状況と併せて、以後の輸入・使用予定数量を報告すること。当該予定数量は備考欄に(予定)と記入すること。

第10 その他

- 1 関税割当申請書の提出部数は2通（省令第1条）とし、その他の添付書類の提出部数は1通とする。
- 2 関税割当申請書等の記載方法等については、関税割当申請書等の記載要領について（平成15年6月30日付け15総合第1316号（平成25年3月11日付け24国際第1072号により一部改正））による。
- 3 関税割当証明書の有効期間の延長は、自然災害等関税割当てを受けた者の責によらない理由により貨物の到着が遅延した場合に行うものとする。（省令第3条第2項）
- 4 割当てを受けた物品の輸入を希望しなくなったとき又は通関期限を経過したときは、関税割当証明書を速やかに返納しなければならない。（省令第5条）
- 5 生産局長は、必要と認めた場合は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく指定検査機関の発行する割当てを受けて輸入した物品の成分分析表の提出を求めることがある。
- 6 関税割当てに当たり必要な書類の提出を別途求めることがある。

第11 関税割当てを受けた者の氏名等の公表

農林水産省は、本公表に基づき関税割当てを受けた者の氏名（名称）及び住所を、農林水産省のホームページ、経済産業公報及び通商弘報において公表する。